

## 担当窓口（問合せ先）

業 務 内 容	担当窓口（問合せ先）	電 話 番 号
◇新規免許申請（都知事・大臣） ◇更新免許申請（大臣） ◇各種変更等届出（大臣） ◇免許換え（都知事転入、大臣転出・転入） ◇営業保証金の供託・取戻し（都知事）	都市整備局 住宅政策推進部 不動産課 免許担当 第二本庁舎 3階③番窓口	直通：03(5320)5064 内線：30393, 30395
◇更新免許申請（都知事） ◇各種変更等届出（都知事） ◇廃業等届出（都知事） ◇免許換え（都知事転出）	不動産課 免許担当 第二本庁舎 3階⑤番窓口	直通：03(5320)5065 内線：30394, 30395
◇宅地建物取引士 （登録・取引士証及び取引士資格登録簿の変更に関すること。）	不動産課 免許担当 第二本庁舎 3階②番窓口	直通：03(5320)5063 内線：30391, 30392 30396, 30397
◇不動産業者の名簿の閲覧	不動産課 調整担当 第二本庁舎 3階⑦番窓口	直通：03(5320)5072 内線：30371, 30372
◇業法第50条第2項の届出	不動産課 調整担当 第二本庁舎 3階⑥番窓口	直通：03(5320)5072 内線：30371, 30372
◇宅地建物取引等についての相談 （重要事項説明等、賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明、不動産取引に関する相談）	不動産課 指導相談担当 第二本庁舎 3階	直通：03(5320)5071 内線：30381, 30383 30384
◇賃貸ホットライン （原状回復、入居中の修繕等の賃貸相談等）	不動産課 指導相談担当 第二本庁舎 3階	直通：03(5320)4958 内線：30373, 30374 30399

◎ 「宅地建物取引業免許申請の手引」等は都市整備局ホームページ「申請様式」から御覧いただけます。  
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

◎ **〈宅地建物取引業者情報の提供サービス〉**

<http://www.takken.metro.tokyo.jp/>

問合せ先 不動産課調整担当 ☎ 03-5320-5072

◎ **〈国土交通省ホームページ（宅地建物取引業免許申請様式等）〉**

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000176.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000176.html)

（平成28年10月31日現在）

平成 28 年度

登録第 82 号

※ホームページのアドレスは変更になる場合もあります。

### 宅地建物取引業免許申請の手引

発行 平成29年1月

東京都都市整備局住宅政策推進部不動産課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

電話 03(5321)1111(代)